



## ガンバ大阪 スピードUPスクール 規約

### 第1条 (名称・所在地)

名称を「ガンバ大阪 スピードUPスクール」といい、本部を大阪府千里万博公園  
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。

### 第2条 (目的)

当スクールは、サッカーを通じ青少年・女子の精神ならびに健全な育成を計り、サッカーの基本や専門性を指導することで、技術や知識を習得し、一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育て、地域への貢献ひいては、日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。これからの少子高齢化を迎えるにあたり、幅広い層への健康づくりに役立つ生涯スポーツが求められていることから、サッカーの楽しさに触れることや、体を動かす爽快感を体験することで心身ともに健康的なからだづくりを目指す。

### 第3条 (入会資格)

本人が当スクールの趣旨に賛同される小学3年生～小学6年生の男女を対象とする。

### 第4条 (開催日時)

当スクールが、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営要領による。

### 第5条 (指導)

当スクールが定めた指導方法により、スクール生の個性に適したサッカーの指導を行う。

### 第6条 (入会手続き)

入会希望者は、当規約、運営要領に同意の上、ガンバ大阪スクールホームページ「hacomono」<https://gamba-osaka-academy.hacomono.jp>より手続きを行う。

### 第7条 (会費)

当スクールの活動に関する会費は、別途各コース毎の運営要領による。尚、一旦支払われた会費は返金しないものとする。

### 第8条 (開催場所)

当スクールの指導場所は、別途運営要領による。

### 第9条 (スクール生の自己負担費用)

- (1) トレーニング等の参加にかかわる交通費等
- (2) トレーニングに必要な個人用具 (ウエア、運動靴、サッカーシューズ、GKグローブなど)

### 第10条 (更新)

同スクールにおいて次年度への自動更新はありません。次年度の参加希望については、都度申し込むものとする。

### 第11条 (休会)

月会費制ではなく、一定期間ごとの参加費用となるため、休会対応は発生しない。

### 第12条 (退会)

退会に関する手続きは、運営要領によるものとする。  
基本的には24回 のコースとなり、途中退会の対応は発生しないものとするが、やむ負えない事情がある場合は事務局に相談のうえ、検討するものとする。

### 第13条 (スクール生のモラル)

スクール生は次のことを守らなければならない。  
(1) 当スクール内の秩序、コーチの指示  
(2) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンとしての誇りとその態度

### 第14条 (除名)

当スクールは、本規約に違反したり部生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断した者を退会させることができる。

### 第15条 (保険および事故の責任)

スクール生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当スクールにおける事故については、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。

### 第16条 (免責)

当スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難について、当スクールは一切責任を負わない。

### 第17条 (発効)

この規約は、2026年4月1日より発効する。